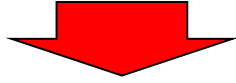


中間見直しについて

○都道府県の医療計画については、医療法第30条の6の規定により「在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること」とされている。



➤ 本来であれば令和2年度中に見直しを議論するところ、新型コロナウイルス感染症の影響により検討会議の開催を自粛したこともあり、令和3年度に議論を行う。

計画の期間

○令和5年度まで（見直し後の計画の適用期間は令和4年度～令和5年度まで）

中間見直しの考え方

- ①医療法に基づく見直し：在宅医療の充実に向けた新たな指標の設定等
- ②埼玉県地域保健医療計画に基づく見直し：地域医療構想の実現に必要な病床を確保するための基準病床数の見直し等
- ③計画策定後の状況変化に伴う見直し：新興感染症の感染拡大、循環器病対策基本法の施行を踏まえた見直し等
- ④他計画との整合を図るための見直し：埼玉県高齢者支援計画、埼玉県自殺対策計画等との整合を図るための見直し
- ⑤目標達成状況等を踏まえた見直し：目標値を達成した指標の見直し、目標に対する進捗が芳しくない指標について取組の方向性を見直し等

主な見直し項目・内容（指標以外）

1 基本的な事項

第4章 基準病床数

・最新の人口データ等に基づき現在精査中（②当計画に基づく見直し）

2 暮らしと健康

第1章 ライフステージに応じた健康づくり

第1節 健康づくり対策

・市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組に対する支援を追加（④高齢者支援計画）

第3章 健康危機管理体制の整備と生活衛生

第5節 安全な食品の提供

・HACCP導入制度化に伴い、自主検査を促進するなど実効性を担保する取組に修文（③食品衛生法の改正）

3 医療の推進

第1章 疾病ごとの医療提供体制の整備

第1節 がん医療

・若年性のがん妊孕性温存治療支援に係る取組を追加（③知事公約関連）

第2節 脳卒中医療

第3節 心筋梗塞等の心血管疾患医療

国「循環器病対策推進基本計画」を踏まえた「埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画」の策定に合わせた取組に全体的に修文（③循環器病対策基本法の制定）

- ・生活習慣・社会環境の改善を通じた予防推進
- ・急性期から回復期・生活期まで一貫した診療提供体制の構築
- ・多職種連携による再発、病状悪化の防止
- ・円滑なりハビリ移行を実現する連携体制の構築

第5節 精神疾患医療

・様々な分野でのゲートキーパー等の育成、インターネット等を活用した正しい知識の普及、SNS等を活用した相談窓口設置を追加（④自殺対策計画）

・依存症対策推進計画策定（R3年度中）に伴う見直しを反映予定（④依存症対策推進計画）

第7節 新型コロナウイルス感染症（新設）

・参考資料1-2参照（③新興感染症の拡大）

第2章 事業ごとの医療提供体制の整備

第1節 救急医療

・ドクターカーの運行拠点整備やAI救急相談による病院前救護の充実に係る取組を追加（③計画策定後の新たな取組）

第2節 災害時医療

・災害時連携病院や薬剤師災害リーダーといった体制整備に係る取組を追加（③計画策定後の新たな取組）

第4節 小児医療

・小児救急での搬送困難事案受入医療機関の指定に係る取組を追加（③計画策定後の新たな取組）

第3章 在宅医療の推進

・入院前からの病院と在宅との連携に係る取組を推進するよう修文（①在宅医療の充実に向けた新たな取組）

第4章 医療従事者等の確保

・県内医療機関の積極的なPR等による後期研修医採用に向けた取組及び離職防止や復職支援強化をはじめとする看護職員確保に向けた取組を追加（③計画策定後の新たな取組）